

始良市農業委員会総会議事録（8月）

1. 開催日時 平成29年8月30日（水） 午後1時30分～4時50分
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

農業委員 出席委員（19人）

1番	松元 信道	11番	内村 洋昭
2番	森 洋一	12番	西 泰行
3番	岩元 律子	13番	堂前 澄男
4番	野元 幸雄	14番	今村 逸子
5番	夏田 恒	15番	内甌 達也
6番	今西 馨	16番	松尾 博好
7番	本村 正一	17番	瀬尾 幹男
8番	坂元 廣幸	18番	市藪 由美子
9番	小長野 誠	19番	米迫 慎二
10番	川島 兼次		

欠席委員 なし

農地利用最適化推進委員 出席委員（12人）

1番	池端 隆志	7番	白尾 親昭
2番	新屋敷 幸一	8番	牧野田 隆平
3番	中村 政芳	9番	大重 孝司
4番	柳迫 勝美	10番	上福元 克己
5番	犬童 博子	11番	松元 健一
6番	宇都 和義	12番	湯脇 博信

欠席委員 なし

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
4. 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
6. 議案第 4号 農地転用事業計画変更申請について
7. 議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
8. 議案第 6号 農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）について
9. 議案第 7号 非農地証明願について

10. 議案第 8 号 農地中間管理事業にかかる農地利用集積計画（貸借）の意見決定について
11. 議案第 9 号 和解の仲介申立書の受理について
12. 違反転用農地の事情調査に係る現地調査報告
13. 農地あっせんの経過報告
14. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
15. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長

振興係長

振興係主査

農地係長

農地係参事補

農地係主任主査

加治木農林水産係長

~~始良農林水産係長~~

	<p>始良市農業委員会総会議事録（平成29年8月） （大会議室に全員着席）</p>
事務局長	<p>姿勢を正してください。</p> <p>一同礼。</p> <p>〔1. 総会の通告〕</p>
議 長	<p>ただいまから、平成29年度第5回始良市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>ただいまの出席農業委員は19名中、19名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p style="text-align: center;">————— 会務報告 —————</p>
議 長	<p>それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>資料により説明</p> <p style="text-align: center;">————— 議事録署名委員の指名 —————</p>
議 長	<p>議事日程に入ります。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>『異議なし』</p>
議 長	<p>それでは、11番委員、12番委員にお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">————— 会議書記の指名 —————</p>
議 長	<p>つぎに、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の〇〇係長と〇〇係長を指名いたします。</p> <p>これからの議案の審議では、農業委員会法第31条の規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができなくなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。</p> <p>関係議案、終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把</p>

議 長	<p>握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしくお願いたします。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第 1 号 —————</p> <p>それでは、日程第 3、議案第 1 号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について議題に供します。</p> <p>1 番から 4 番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 1 号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明いたします。総会資料は、1 ページでございます。こちらは、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地の利用権の設定です。農業委員会にて審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。</p> <p>公告日は 8 月 31 日、契約の始期は 9 月 1 日をそれぞれ予定いたしております。</p> <p>契約年数につきましては、5 年間で 2 件、6 年間で 1 件、10 年間で 1 件で、合計 4 件となっております。面積につきましては、合計 6,014㎡ となっております。</p> <p>農用地利用集積計画（貸借）の内容につきましては、総会資料の 2 ページでございますので、ご確認いただきたいと思います。以上、第 1 号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>それでは、1 番から 4 番までについて質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>[質問、意見なし]</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第 1 号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての 1 番から 4 番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。</p>
委員	<p>[賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第 1 号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、1 番から 4 番までについては原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">————— 議案第 2 号 —————</p> <p>次に、日程第 4、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。</p>

<p>事務局</p>	<p>1番から3番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、3ページでございます。今月の申請件数につきましては、3件となっております。</p> <p>先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査資料の1ページから3ページに調査書がございますので、ご審議の参考としてください。</p> <p>それでは、1番につきましてご説明いたします。</p> <p>譲受人、加治木町反土在住の〇〇。譲渡人、霧島市在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町小山田字下田〇〇番〇田 493㎡です。以上で1番の説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明の1番に関連して、8番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>8番委員です。それでは、調査報告をいたします。平成29年8月16日譲受人〇〇さんの機械倉庫で会い、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。現在、申請地は使用貸借で譲受人が稲を作付けしております。農道越しに自作地があり、集積をしたいということです。譲受人は、就農5年目で、水稻を1町5反ほど、露地野菜を4町ほど耕作されています。譲受人と奥さんは認定新規農家になり、27年度に夫婦新規認定農家に更新が認められております。機械類は、親から譲り受けたものを含め、田畑で農作業に必要な機械は全て倉庫に揃っておりましたので、なんら問題ないと思われまます。</p> <p>当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上、報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>次の2番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、2番につきましてご説明いたします。</p> <p>譲受人、平松在住の〇〇。譲渡人、加治木町朝日町在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、平松字東原田〇〇番〇田 771㎡です。以上で2番の説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明の2番に関連して、1番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>1番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。平成29年8月17日譲受人宅を訪問し聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は、一人ではありますが、長年農業をされており、機械も一通り揃っていました。申請地は、作付けしてありました。</p>

議 長	<p>当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので、許可相当と思われま。以上で報告を終わります。</p> <p>次の3番について事務局の説明を求めま。</p>
事務局	<p>それでは、3番につきましてご説明いたしま。</p> <p>譲受人、船津在住の〇〇。譲渡人、松原町在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、船津字小尻掛〇〇番〇 畑、同字〇〇番〇 畑、合計2筆の62.45㎡です。以上で3番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の3番に関連して、14番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いしま。</p>
委 員	<p>14番委員です。それでは、調査報告をいたしま。平成29年8月17日譲受人宅を訪問し聞き取りを行い、申請地を調査いたしま。すでに譲受人が水田として使っておられる土地です。何年も前に、譲受人の畑とその奥の申請地について、通路の部分を譲受人の畑を譲渡人に譲り、代わりに譲渡人の田を譲り受けていま。登記をしていなかったため、今回登記をするにあたり、申請をされま。譲受人は水田を作っておられ、機械も揃っており、なんら問題ないと思われま。</p> <p>当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので、許可相当と思われま。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>これより、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、1番から3番について一括して質疑に入ります。</p> <p>質疑のある方は挙手をお願いしま。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それではお諮りいたしま。</p> <p>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から3番については、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いしま。</p>
委 員	<p>[賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、1番から3番について原案のとおり決定いたしま。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">————— 議案第3号 —————</p> <p>次に、日程第5、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処</p>

	<p>分決定について議題に供します。</p> <p>1番から2番について説明をお願いします。</p> <p>まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。今月は2件でした。</p> <p>1番からご説明申し上げます。</p> <p>申請人は 平松在住の〇〇。土地の所在は、平松字芦刈〇〇番 畑 394㎡、同字〇〇番 畑 544㎡ 合計2筆の938㎡です。農地区分は、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、山林です。申請理由は、イノシシ等による農作物の被害のため、クヌギを植え山林としたいためです。自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の1番に関連して、8番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>8番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、始良インターから北東に約700mの位置です。被害防除の現況は、東が原野、西が山林、南が里道、北が里道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>2番についてご説明申し上げます。</p> <p>申請人は、蒲生町上久徳在住の〇〇。土地の所在は、蒲生町白男字後平〇〇番〇 田 272㎡です。農地区分は、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、変電設備1棟の建築面積18.72㎡です。申請理由は、新設した工場に隣接しているため、変電設備として利用するためです。完成済みのため資金は不要、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。始末書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。追認案件のため、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の2番に関連して、9番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

委員	<p>9番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、白男橋から北に約400mの位置です。造成工法は、現在変電設備が完成済みのため必要ないかと思いますが、表面の土が流れ出さないように砕石等とはっていただくようお願いをしております。被害防除の現況は、東が市道、西が工場、南が市道、北が工場です。申請実現の確実性は、完成済みのため確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議長	<p>これより、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、1番から2番について一括して質疑に入ります。 質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議長	<p>それではお諮りいたします。 議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、1番から2番について、原案のとおり意見決定及び許可決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>[賛成多数]</p>
議長	<p>賛成多数により、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から2番は、原案のとおり意見の決定及び許可が決定いたしました。</p>
	<p style="text-align: center;">————— 議案第4号 —————</p>
議長	<p>つぎに、日程第6、議案第4号農地転用事業計画変更申請について議題に供します。 1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第4号農地転用事業計画変更申請についてご説明申し上げます。今月は2件でした。 1番についてご説明申し上げます。 変更前の申請人が、鹿児島市の社会福祉法人〇〇理事長〇〇。土地の所在は、松原一丁目〇〇番〇 畑 2, 055㎡です。当初の許可は、平成24年3月26日付けの5条許可で、転用目的は福祉施設でした。変更後の申請人は、東京都の〇〇株式会社代表取締役〇〇。土地の所在は同じく松原一丁目〇〇番〇 畑 2, 055㎡です。転用目的は貸店舗に変更です。理由は、計画履行に向けて、作業を進めておりましたが、</p>

	<p>周辺に同様の施設が多く設置され、経営が困難と判断したためです。継承人は、申請地に貸店舗を建築しようとするものです。同時に議案の第5号2番に転用の申請がございます。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明に関連して10番委員に、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての2番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>10番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から北に約20mの位置です。被害防除の現況は、東が県道、西が転用地、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>2番についてご説明申し上げます。 変更前の申請人が、鹿児島市の〇〇株式会社代表取締役〇〇。土地の所在は、平松字北村園〇〇番 田 441㎡です。当初の許可は、平成28年5月26日付けの5条許可で、転用目的は倉庫でした。変更後の申請人は、平松在住の〇〇。土地の所在は同じく平松字北村園〇〇番 田 441㎡です。転用目的は一般住宅に変更です。理由は、当初予定した事業計画が経済、事業環境の変化により遂行することができなくなったためです。継承人は、現在借家住まいのため、自家用住宅を建築するものです。同時に議案の第5号5番に転用の申請がございます。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明に関連して8番委員に、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての5番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>8番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、タイヨー重富店から南に約10mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が市道、南が荒地、北が市道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>これより、議案第4号農地転用事業計画変更申請について、1番から2番について、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>

<p>委員</p> <p>議長</p>	<p>「質疑・意見なし」</p> <p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第4号農地転用事業計画変更申請について、1番から2番について、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p> <p>議長</p>	<p>[賛成多数]</p> <p>賛成多数により、議案第4号農地転用事業計画変更申請についての1番から2番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。</p>
	<p style="text-align: center;">————— 議案第5号 —————</p>
<p>議長</p>	<p>次に、日程第7、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。</p> <p>まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。今月は17件でした。</p> <p>1番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、伊佐市在住の〇〇。譲渡人、長崎市在住の〇〇。土地の所在は、池島町〇〇番〇 畑 310㎡です。権利内容は、所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、一般住宅1棟の建築面積92㎡です。申請理由は、妻の実家である始良市に家を建てて住みたいためです。資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、10番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>10番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、池島公園から南に約50mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が宅地、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の2番について事務局の説明を求めます。</p> <p>2番についてご説明申し上げます。</p> <p>借人、東京都の〇〇株式会社代表取締役〇〇。貸人、鹿児島市の社会福祉法人〇〇理事長〇〇。土地の所在は、松原一丁目〇〇番〇 畑 2, 0 5 5 m²です。権利内容は賃借権です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種低層住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されません。</p> <p>転用目的は、貸店舗2棟の建築面積887.54m²です。申請理由は、申請地を借地し、貸店舗の新築及び駐車場として利用したいためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。議案第4号1番と関連があります。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>本案件については、議案第4号1番で、10番委員から報告済でありますので補足説明については、省略いたします。</p> <p>次の3番について事務局の説明を求めます。</p> <p>3番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、始良市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人、東京都在住の〇〇、他2名。土地の所在は、加治木町反土字中原川〇〇番〇 田 9 4 8 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画の用途の設定は第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、宅地造成です。申請理由は、申請地は高速道路加治木ジャンクション入口の西500mに位置し、交通の便が良く、学校・病院も近く、生活環境は揃っているのが最適地であるためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。隣接地〇〇番〇 宅地 20.52m²と一体利用し、全事業面積が968.52m²です。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、12番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>12番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、加治木中学校から東に約100mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が宅地と里道、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の4番について事務局の説明を求めます。</p>

<p>事務局</p>	<p>4番についてご説明申し上げます。 譲受人、始良市の〇〇株式会社代表取締役〇〇。譲渡人、霧島市在住の〇〇。土地の所在は、脇元字平〇〇番〇 畑 432㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第二種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、ゴルフ練習場です。申請理由は、申請地を買い受け、自社の保護施設であるゴルフ練習場を建設したいためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、10番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>10番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、脇元地区公民館から南に約300mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が鉄道用地、南が宅地、北が荒地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>次の5番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>5番についてご説明申し上げます。 譲受人、平松在住の〇〇。譲渡人、鹿児島市の〇〇株式会社代表取締役〇〇。土地の所在は、平松字北村園〇〇番 田 441㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画の用途の設定は準工業地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、一般住宅1棟の建築面積91.09㎡です。申請理由は、自己用住宅1棟を建築するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。議案第4号2番と関連があります。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>本案件については、議案第4号2番で、8番委員から報告済でありますので補足説明については、省略いたします。 次の6番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>6番についてご説明申し上げます。 譲受人、蒲生町久末在住の〇〇。譲渡人、東京都在住の〇〇。土地の所在は、蒲生町久末字上苑〇〇番〇 畑 1,178㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。</p>

<p>議 長</p>	<p>転用目的は、貸イベント会場です。申請理由は、貸イベント会場として利用したいためです。以前から蒲生町久末公民館に貸して、グラウンドゴルフをしていました。資金は現状のまま使用のため不要です。土地改良区等はありません。被害防除計画書は添付があります。始末書の添付があります。隣接地〇〇番〇 宅地 870.80㎡と一体利用し、総事業面積は2,056.80㎡です。追認案件ですので、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、9番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>9番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、久末公民館から南に約100mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が畑と宅地、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性は、現状のまま使用するため確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の7番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>7番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、始良市の学校法人〇〇理事長〇〇。譲渡人、東京都在住の〇〇、他3名。土地の所在は、西宮島町〇〇番〇 畑 239㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画の用途の設定は第一種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、駐車場です。申請理由は、当申請地を職員用、来客用の駐車場建設計画に至るためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等はありません。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、1番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>1番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、始良小学校から北に約10mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が市道、南が畑、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の8番について事務局の説明を求めます。</p>

	<p>事務局</p> <p>8番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、霧島市在住の〇〇。譲渡人、加治木町港町在住の〇〇。土地の所在は、平松字松原〇〇番〇 畑 273㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画の用途の設定は第一種低層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、一般住宅1棟の建築面積59.38㎡です。申請理由は、申請地に自己の用に供する住宅を建築したいためです。資金は融資で対応し、土地改良区等はありません。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、8番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>委 員</p> <p>8番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、鹿銀重富支店から南西に約200mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が市道、南が荒地、北が宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の9番について事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局</p> <p>9番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、西餅田在住の〇〇。譲渡人、西餅田在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字西の妻〇〇番〇 畑 321㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画の用途の設定は第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は駐車場です。申請理由は、周辺地域の市街地に伴い、駐車場設置を計画するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、1番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>委 員</p> <p>1番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、Aコープ始良店から南西に約200mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が山林、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>可意見であります。以上です。</p> <p>次の10番、11番については、関連がありますので一括して説明してください。事務局の説明を求めます。</p> <p>10番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、始良市の〇〇株式会社代表取締役〇〇。譲渡人、加治木町木田在住の〇〇。土地の所在は、加治木町西別府字今別府迫〇〇番〇畑286㎡、同字〇〇番〇畑147㎡、同字〇〇番〇畑103㎡、同字〇〇番〇畑173㎡、同字〇〇番〇畑134㎡、同字〇〇番〇畑391㎡、同字〇〇番〇畑206㎡、合計7筆の1,440㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、広がり10ha以上の一団の区域内にある農地ですので、第1種農地と判断されます。農振農用地区域内ですので、除外されれば第1種農地となります。</p> <p>転用目的は駐車場です。申請理由は、従業員の増員により駐車場が不足しており、また立地的にも会社に近いため申請地を転用して利用したいためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等はありません。被害防除計画書の添付があります。隣接地〇〇番〇雑種地898㎡、〇〇番〇雑種地771㎡、〇〇番〇雑種地403㎡、〇〇番〇雑種地298㎡と一体利用し、全事業面積は3,810㎡です。第1種農地ですので、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。</p> <p>次に11番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、始良市の〇〇株式会社代表取締役〇〇。譲渡人は5名で、加治木町新生町在住の〇〇。土地の所在は、加治木町西別府字今別府迫〇〇番〇畑399㎡、同字〇〇番〇畑749㎡、同字〇〇番〇畑851㎡、同字〇〇番〇畑1.84㎡、同字〇〇番〇畑4.59㎡、同字〇〇番〇畑25㎡、合計6筆の2,030.43㎡です。譲渡人、加治木町西別府在住の〇〇。土地の所在は、加治木町西別府字今別府迫〇〇番〇畑1,900㎡です。譲渡人、加治木町西別府在住の〇〇。土地の所在は、加治木町西別府字今別府迫〇〇番〇畑645㎡、同字〇〇番〇畑469㎡、同字〇〇番〇畑2.85㎡、同字〇〇番〇畑314㎡、合計4筆の1,430.85㎡です。譲渡人、加治木町反土在住の〇〇。土地の所在は、加治木町西別府字今別府迫〇〇番〇畑661㎡、同字〇〇番〇畑663㎡、同字〇〇番〇畑790㎡、同字〇〇番〇畑0.52㎡、合計4筆の2,114.52㎡です。譲渡人、加治木町木田在住の〇〇。土地の所在は、加治木町西別府字今別府迫〇〇番〇畑850㎡、同字〇〇番〇畑1,482㎡、同字〇〇番〇畑1,472㎡、合計3筆の3,804㎡です。譲渡人、加治木町西別府在住の〇〇。土地の所在は、加治木町西別府字今別府迫〇〇番〇畑1,011㎡です。合計19筆の12,290.8㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、広がり10ha以上の一団の区域内にある農地ですので、第1種農地と判断されます。</p>
-----------------------	---

<p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p>	<p>農振農用地区域内ですので、除外されれば第1種農地となります。</p> <p>転用目的は、運動場、駐車場です。申請理由は、会社の規模拡大と従業員の増員により、申請地を転用し、レクリエーション等を行う運動場と駐車場として利用したいためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等はありません。被害防除計画書の添付があります。3,000㎡以上で第1種農地であるため、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して8番推進委員に、議案第6号農業振興地域整備計画の変更についての1番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>8番推進委員です。それでは、10番について調査報告をいたします。農地区分は、第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である既存施設の拡張に該当するため問題なし。申請地の位置は、加治木産業南側の位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が畑、南が畑と宅地、北が雑種地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。</p> <p>次に11番について調査報告をいたします。農地区分は、第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である既存施設の拡張に該当するため問題なし。申請地の位置は、加治木産業東側の位置です。被害防除の現況は、東が里道、西が工場と市道、南が畑と宅地、北が里道と畑です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p> <p>次の12番について事務局の説明を求めます。</p> <p>12番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、始良市の社会福祉法人〇〇理事長〇〇。譲渡人、福岡市の〇〇株式会社代表取締役〇〇。土地の所在は、永池町〇〇番〇 畑 315㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画の用途の設定は第一種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、駐車場です。申請理由は、現在運営している保育園の職員及び保護者の来園時駐車場が不足しているため、申請地を駐車場として利用するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、10番委員に調査の結果並びに補足説明</p>
--	---

	<p>をお願いします。</p> <p>委員 10番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、重富中学校から西に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の13番について事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局 13番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、鹿児島市の〇〇株式会社代表取締役〇〇。譲渡人は6名で、三拾町在住の〇〇。土地の所在は、三拾町字岩瀬戸〇〇番 田 877㎡です。譲渡人、大阪市在住の〇〇。土地の所在は、三拾町字岩瀬戸〇〇番 田 317㎡です。譲渡人、鍋倉在住の〇〇。土地の所在は、三拾町字岩瀬戸〇〇番 田 183㎡です。譲渡人、三拾町在住の〇〇。土地の所在は、三拾町字櫻木〇〇番 田 98㎡、同字〇〇番 田 72㎡、同字〇〇番〇 畑 120㎡、同字〇〇番〇 田 95㎡、合計4筆の385㎡です。譲渡人、三拾町在住の〇〇。土地の所在は、三拾町字櫻木〇〇番 畑 124㎡です。譲渡人、三拾町在住の〇〇。土地の所在は、三拾町字櫻木〇〇番 田 337㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、太陽光発電所です。申請理由は、太陽光発電所を建設し、荒廃地を整備し防災施設を設置することで下流域の防災、減災効果を高めるためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、3番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>委員 3番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、始良西部森林組合から北に約100mの位置です。被害防除の現況は、東が雑種地、西が畑と宅地、南が畑、北が雑種地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の14番に入る前に休憩といたします。</p>

議 長	<p>(休憩)</p> <p>それでは、休憩を解いて議事に入りたいと思います。 次の14番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>14番についてご説明申し上げます。 譲受人、福岡市在住の〇〇。譲渡人、加治木町新生町在住の〇〇、他1名。土地の所在は、三拾町字櫻木〇〇番〇 畑 201㎡、同字〇〇番〇 畑 179㎡、合計2筆の380㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。 転用目的は、駐車場です。申請理由は、隣接する太陽光発電所の管理のため、作業員駐車場として使用するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、3番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>3番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、始良西部森林組合から北に約100mの位置です。被害防除の現況は、東が里道と水路、西が畑、南が宅地、北が田と畑です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の15番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>15番についてご説明申し上げます。 譲受人、鹿児島市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人は2名で、加治木町小山田在住の〇〇。土地の所在は、加治木町小山田字三ノ塚〇〇番 畑 904㎡です。譲渡人、加治木町小山田在住の〇〇。土地の所在は、加治木町小山田字三ノ塚〇〇番 畑 503㎡です。合計2筆の1,409㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。 転用目的は、太陽光発電所です。申請理由は、申請地は必要面積が確保でき、周辺に人家もなく好条件であるためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等はありません。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、11番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

委員	<p>11番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、加治木クレー射撃場から北東に約500mの位置です。被害防除の現況は、東が雑種地、西が原野、南が畑、北が原野です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件および特記事項は、砂利散布をして、表土が流出しないようにすることです。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査員といたしましては許可意見であります。以上です。</p>
議長	<p>次の16番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>16番についてご説明申し上げます。 譲受人、始良市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人、福岡県糟屋郡篠栗町在住の〇〇。土地の所在は、蒲生町上久徳字車田〇〇番〇畑8.87㎡、同字〇〇番〇畑1,265㎡、合計2筆の1,273.87㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。 転用目的は、山林です。申請理由は、クヌギ植林（シイタケ原木）のためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。日照に配慮することです。以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、12番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>12番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、大楠ちびっこ園から北に約100mの位置です。被害防除の現況は、東が畑と宅地、西が水路と河川、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件および特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議長	<p>次の17番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>17番についてご説明申し上げます。 譲受人、鹿児島市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人は2名で、加治木町日木山在住の〇〇。土地の所在は、加治木町日木山字向江原〇〇番〇畑701㎡です。譲渡人、加治木町日木山在住の〇〇。土地の所在は、加治木町日木山字向江原〇〇番〇畑1,269㎡です。合計2筆の1,970㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。 転用目的は、太陽光発電所です。申請理由は、耕作放棄地にならない</p>

議 長	<p>ために再生可能エネルギーを生産する基地として利用するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。隣接地〇〇番 雑種地 865㎡、〇〇番 雑種地 1,084㎡と一体利用し、全事業面積は3,919㎡です。以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、11番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>11番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、中野地区集会施設から南西に約200mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が畑と雑種地、南が里道、北が里道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件および特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>調査員の皆さん、ご苦労様でした。</p> <p>これより、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について 1番から17番までについて一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>2番委員。</p>
委 員	<p>2番委員です。事務局にお伺いします。我々には関係ないことだと思いますが、2番について、権利内容は賃借権です。事業計画書では賃借料は0円となっております。無償ということですが、土地の所在から考えると本当に無償なのか、貸人と借人の関係で無償となっているのか、差し支えなければ教えてください。</p>
議 長	<p>事務局。</p>
事務局	<p>有償です。</p>
議 長	<p>2番委員。</p>
委 員	<p>事業計画書に載っていないのはなぜですか。 確認不足ならそれでかまいません。有償ということでわかりました。</p>
議 長	<p>他にございませんか。</p>
委 員	<p>[質疑・意見なし]</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p>

	<p>議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から17番までについて原案のとおり、意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>委員 [賛成多数]</p> <p>賛成多数により、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から17番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件については意見聴取いたします。</p>
	<p style="text-align: center;">————— 議案第6号 —————</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、日程第8、議案第6号農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）について議題に供します。</p> <p>1番について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第6号農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）についてご説明申し上げます。今月は1件でした。</p> <p>1番についてご説明申し上げます。</p> <p>申請人、始良市の〇〇株式会社代表取締役〇〇。変更区分は農用地区域からの除外です。土地の所在は、加治木町西別府字今別府迫〇〇番〇 畑 286㎡、同字〇〇番〇 畑 147㎡、同字〇〇番〇 畑 103㎡、同字〇〇番〇 畑 173㎡、同字〇〇番〇 畑 134㎡、同字〇〇番 畑 391㎡、同字〇〇番 畑 206㎡です。こちらが先ほど第5号10番で説明しました従業員用の駐車場です。</p> <p>続きまして同字〇〇番 畑 399㎡、同字〇〇番〇 畑 749㎡、同字〇〇番〇 畑 851㎡、同字〇〇番〇 畑 1.84㎡、同字〇〇番〇 畑 4.59㎡、同字〇〇番〇 畑 25㎡、同字〇〇番〇 畑 1,900㎡、同字〇〇番 畑 645㎡、同字〇〇番〇 畑 469㎡、同字〇〇番〇 畑 2.85㎡、同字〇〇番 畑 314㎡、同字〇〇番 畑 661㎡、同字〇〇番 畑 663㎡、同字〇〇番〇 畑 790㎡、同字〇〇番〇 畑 0.52㎡、同字〇〇番〇 畑 850㎡、同字〇〇番〇 畑 1,482㎡、同字〇〇番 畑 1,472㎡、同字〇〇番〇 畑 1,011㎡です。こちらが、第5号11番で説明しました運動場と駐車場です。合計26筆の13,730.8㎡です。変更前の用途区分は農地で、除外後の計画は駐車場と運動場となります。補助事業との関連はありません。土地の所有者は5名です。申請理由は、会社の規模拡大と従業員の増員により、申請地を転用し、レクリエーション等を行う運動場と駐車場として利用したいためです。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>本案件については、議案第5号10番、11番で、8番推進委員から報告済でありますので補足説明については、省略いたします。</p>

		これより、議案第6号1番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
議 長	委 員	「質疑・意見なし」
		それではお諮りいたします。議案第6号農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	委 員	[賛成多数]
		賛成多数により、議案第6号農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）についての1番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。
		————— 議案第7号 —————
議 長		次に、日程第9、議案第7号非農地証明願について議題に供します。1番について、事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、議案第7号非農地証明についてご説明申し上げます。今月は1件でした。 1番についてご説明申し上げます。 申請人は西餅田在住の〇〇、所有者も同一です。土地の所在は、西餅田字上田中山野〇〇番〇 畑 935㎡です。農地区分は、都市計画の用途の設定は第一種住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。変更年月日は平成9年2月10日です。現況は宅地です。申請理由は、平成9年2月より宅地になっているためです。以上です。
議 長		ただ今の説明に関連して、1番推進委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員	1番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は第3種農地です。申請地の位置は、始良小学校から北東に約300mの位置です。現況は、申請のとおり宅地となつてから、約20年程度たつていと認められる。周囲の現況は、東が市道、西が公園、南が宅地と公園、北が宅地です。非農地として認定するやむを得ない理由は、すでに宅地となつて20年経過しており、家も建っている現況でありやむを得ないものであると認める。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、現地調査員としましては承認意見であります。以上です。
議 長		これより、議案第7号1番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

委員	「質疑・意見なし」
議長	<p>それではお諮りいたします。議案第7号非農地証明願についての1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
委員	[賛成多数]
議長	<p>賛成多数により、議案第7号非農地証明願についての1番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
<p>————— 議案第8号 —————</p>	
議長	<p>次に、日程第10、議案第8号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について議題に供します。 1番から20番について事務局の説明を求めます</p>
事務局	<p>それでは、議案第8号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、ご説明します。資料は、17ページから19ページですので、審議の参考にしてください。</p> <p>本案件につきましては、議案第1号の農用地利用集積計画（貸借）の意見決定と同様ではございますが、農地中間管理事業により集積されたもので、借主が中間管理機構ですので別議案として上程いたします。</p> <p>なお、総会資料18ページの16番から17番が5番委員、18番から20番が3番委員の関連する議案となっております。これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定、議事参与の制限に基づき、議案の採決に参加できませんので、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、資料の17ページをご覧ください。利用権を設定する者の氏名又は名称につきましては、18ページに各筆の明細が記載してありますのでご確認ください。</p> <p>利用権設定を受ける者の氏名又は名称については、公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 理事長 弓指 博昭です。募集期は、平成29年Ⅲ期です。利用権設定開始日は、平成29年10月1日からとなります。今回の募集期は、本年の6月1日から6月30日までの期間に公募を行い、本市で配分計画案を作成した後に、機構が配分計画を策定したもので、本市農業委員会の決定を受け、市が公告し、県が配分計画を公告・認可することで効力が発生します。</p> <p>今回、中間管理機構を借主として利用権の設定をしようとするものは、全体で20筆、農地面積は23,554㎡です。設定する期間は、5年が2筆、10年が18筆となります。</p> <p>資料の19ページをご覧ください。借換区分別の集計と集積率についてご説明します。</p>

	<p>今回の設定する地域は、蒲生町の上久徳地区、蒲生町の白男地区、加治木町の小山田地区です。</p> <p>まず、蒲生町上久徳地区につきましては、全体で16筆の面積19,531㎡です。借換区分は載せ換えのみ。権利別は、使用貸借が10筆で12,975㎡、賃貸借が6筆の6,556㎡、期間別は、5年が2筆の3,683㎡、10年が14筆の15,848㎡となります。</p> <p>次に、蒲生町白男地区につきましては、全体で1筆の1,602㎡です。借換区分は新規。権利別は賃貸借、期間別は10年となっております。</p> <p>続きまして加治木町小山田地区は、全体で3筆、面積2,421㎡で、借換区分は新規が2筆の1,761㎡で、権利別は、賃貸借のみ、期間別は10年となっております。借換区分の載せ換え（機構に貸し出す前と貸借関係が同一のもの）については、1筆の660㎡、権利別は、賃貸借で、期間別は、10年となっております。</p> <p>集積の表をご覧ください。蒲生町上久徳地区は、区域面積244,378㎡に対して申請面積が19,531㎡、今回の集積率は7.99パーセントとなっております。蒲生町白男地区は、区域面積302,037㎡に対して申請面積が1,602㎡、集積率は0.53パーセントとなっております。加治木町小山田地区は、区域面積630,072㎡に対して申請面積が2,421㎡、集積率は0.38パーセントとなっております。以上で、議案第8号の説明を終わります。</p>
議 長	<p>それでは、1番から15番について、一括して質疑に入ります。ただ今の事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>委員 「意見・質問なし」</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第7号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての1番から15番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>委員 [賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第8号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から15番については原案のとおり決定いたしました。</p> <p>なお、議案第8号16番から17番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。</p> <p>16番から17番の関係者、5番委員の退席をお願いします。</p>
	<p>委員 (5番委員退席)</p>

議 長	<p>それでは、16番から17番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「意見・質問なし」</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。 議案第8号16番から17番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第8号16番から17番については原案のとおり決定いたしました。 5番委員は着席してください。</p>
委 員	<p>(5番委員着席)</p>
議 長	<p>続いて、議案第8号18番から20番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。 18番から20番の関係者、3番委員の退席をお願いします。</p>
委 員	<p>(3番委員退席)</p>
議 長	<p>それでは、18番から20番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。議案第8号18番から20番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第8号18番から20番については原案のとおり決定いたしました。 3番委員は着席してください。</p>
委 員	<p>(3番委員着席)</p>
<p>————— 議案第9号 —————</p>	

議 長	<p>次に、日程第11、議案第9号和解の仲介申立書の受理について議題に供します。</p> <p>1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第9号和解の仲介申立書の受理についてご説明いたします。資料は、別冊議案第9号和解の仲介申立書についてです。資料3ページは、本案件にかかる経過について時系列に記録した記録簿。4ページから5ページは、申立人による和解の仲介申立書。6ページは〇〇氏を相続代表人として定め、和解の仲介申立に関する一切の権限を委任する旨の委任状です。7ページから8ページは、和解の仲介申立書を受け、農業委員会が作成した和解の仲介申立調書。9ページから12ページは利用権設定書及び確約書。最後の2ページは、該当地の位置図を記載しておりますので、ご審議の参考として下さい。</p> <p>それでは、1ページをお開きください。</p> <p>申立者は、土地所有者〇〇の次の相続人となります。加治木町木田在住の〇〇、加治木町西別府在住の〇〇、鹿児島市在住の〇〇の3人です。</p> <p>和解の仲介申立の内容としまして、農業経営基盤強化促進法による利用権設定終了後における農地への原状回復及び借賃等の支払いについてです。所有者の生前中もまた相続人も請求を幾度となくしてきたが、借賃料はこれまで全く支払われず、また平成27年2月28日をもって契約は終了したが、契約どおり農地への原状回復はなされず、今日までできております。緑化樹は借人〇〇氏のものであり、土地利用もできない。また、水利費年間〇〇円もこれまで支払っており、借賃料等、土地の原状回復について解決したいとの内容となっております。</p> <p>利用権設定の契約者につきましては、貸人、〇〇。加治木町西別府〇〇番地。ご本人は、平成22年2月13日に亡くなれております。借人、主に緑化樹の植栽や剪定を業としている〇〇の経営者の〇〇。鹿児島市〇〇番地。</p> <p>利用権設定を行った土地については、加治木町日木山字朝日原〇〇番〇地目 畑 面積 3,258㎡と同字〇〇番〇地目 畑 面積 3,064㎡の2筆です。</p> <p>利用権の種類は賃借権で、契約内容は緑化樹です。</p> <p>双方が利用権設定を行った期間は3回設定しております。平成12年5月1日から平成13年4月30日まで、期間を1年とし、借賃料は年額〇〇円となっております。平成13年5月1日から平成21年4月30日まで、期間を8年、借賃料は年額〇〇円となっております。平成22年3月1日から平成27年2月28日まで、期間は5年とし、借賃料は年額〇〇円となっております。以上が和解の仲介申立の内容となっております。</p> <p>続きましては、農地法第25条第1項では、農業委員会は、農地又は採草放牧地の利用関係の紛争について、農林水産省令で定める手続きに従い、当事者の双方又は一方から和解の仲介申立てがあったときは、和解の仲介を行う。ただし、農業委員会が、その紛争について和解の仲介を</p>

	<p>行うことが困難又は不適當であると認めるときは、申立てをした者の同意を得て、都道府県知事に和解の仲介を行うべき旨の申出をすることができるとなっております。</p> <p>つきましては、和解の仲介申立書の受理について、始良市農業委員会でも受理する。又は、都道府県知事に和解の仲介を行うべき旨の申出をするのかご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。議案第9号、1番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>12番委員。</p>
委 員	<p>12番委員です。この案件は私の担当地区です。参考図をみてください。この上が、〇〇さんの農地で、こちらと同じような状況になっており、裁判で争ってらっしゃいます。和解を仲介しても、農業委員会では対応ができないのではないかと思いますのですが、いかがなものでしょうか。</p>
議 長	<p>事務局。</p>
事務局	<p>こちらの〇〇さんは裁判をされて、その後も事務局に相談に来られております。〇〇さんの件とからんで、今回の申立者、相手の方を呼んで3者で話し合いをしたこともあります。〇〇さんは、和解仲介、農地調停はかけずに直接裁判の方にかけて、判決がでていますので、始良市農業委員会では対応できない状況となっております。申立者は、今まで相手の方に口頭で賃借料の支払いや原状回復のお願いを幾度となく請求してきたということでした。これ以上当事者間ではちががあかないと農業委員会に和解の申立をして、ぜひ解決にお力添えいただきたいということでした。事務局としましては、総会にお諮りをして、始良市農業委員会として困難である事案であるというご判断をされれば不受理。ご本人様の意向をくんで農業委員会の方でなんとかしてあげたいということであれば受理ということでの、採決をしていただきたいということで議案上程をしております。以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたけれどもご理解いただけましたでしょうか。</p> <p>事務局。</p>
事務局	<p>今の12番委員の質問であります。〇〇さんにつきましては、民事訴訟法による裁判所の判決がでております。私どもの方にいろいろご相談がありますが、市の顧問弁護士に伺いましたところ、裁判の確定したことについては、農業委員会としては対応できないところがございます。今回、和解仲介の申立があったわけですが、やはりこれは農業委員会として一度調査をすることを含めて、仲介をし、3者で協議をしていただきたいと思っております。と申しますのが、次の段階がございます。利</p>

		<p>用権設定後に原状回復をしていないということが農地法に触れるということもございまして、仲介が整わなければ、調停にもっていく、又は農地法違反ということで県に報告をするという選択もございます。できましたら事務局としましては、申立人も切なる願いでございますので、受理をしていただきと考えております。以上です。</p>
議 長		<p>事務局から説明がありました。質疑のある方は、9番委員。</p>
	委 員	<p>9番委員です。農地に木を植えて山林になった農地もあると思います。過去に農業委員会が農地の原状回復を解決した事例が何件くらいあるのかお聞かせ願いたいと思います。</p>
議 長		<p>事務局。</p>
	事務局	<p>旧町時代のことは、今把握をしていませんが、合併後は、米丸地区の方で1度調停はありました。合併後はその1件だけで、今回のような事例はありませんでした。</p>
議 長		<p>9番委員。</p>
	事務局	<p>農地法に我々農業委員も乏しいのですが、事務局としてこれは農業委員会として解決できそうな事案なのか、手に負えない事案なのか率直にお聞かせ願いたいと思います。</p>
議 長		<p>事務局。</p>
	事務局	<p>3者で双方の弁を聞いて、お互いに納得するかたちで調停するのが望ましいです。農地復元をしないということになりますと、農地法に触れます。法を守る立場としましては、県知事に速やかに報告をするということが妥当であろうと考えております。以上です。</p>
議 長		<p>他にございませんか。 8番委員。</p>
	委 員	<p>8番委員です。先ほどの裁判の結果がでていうことですが、仮に支払や原状回復しなさいという判決がでたにもにかかわらず、されていないということですか。</p>
議 長		<p>事務局。</p>
	事務局	<p>今の原状では、判決では、原状回復と借賃料、損害賠償等の金額をのせた支払命令はでております。それを弁護士の方から相手方にお話をし</p>

	<p>ています。相手方は、全く誠意がないわけではありません。お支払いはします、原状回復はします。ただ、今は待ってください。ということで、全く無視したかたちではないので、別な方向でおとがめというのはできないそうです。誠意はあるということで今中断しているという状況です。</p> <p>今後、〇〇さんが法的に対抗するということになりますと、原状回復を自分でして、そのお金を請求するというのがセオリーですが、相手方がここまでしないということは、誠意だけではなく資金力の問題もあろうかと考えております。</p>
議 長	5 番委員。
委 員	5 番委員です。都道府県知事に和解の仲介申立をするということになりますと県からまずは市で対応するように指導があるのですか。
議 長	事務局。
事務局	指導はございません。ただ、和解仲介の申立書が、市農業委員会に提出されています。始良市で起こった問題について、まず始良市農業委員会が十分把握をし、順序立てて対応した方がよいのではないかと考えます。以上です。
議 長	9 番委員。
委 員	今、事務局から次の一手もあるということですので、やはり、市の農業委員会で引き受けてみてはどうでしょうか。次の手があるならばそれでもいいのではないかと思います。以上です。
議 長	1 番委員。
委 員	1 番委員です。この事案は平成12年からの古い事案ですし、今までの経緯、借賃料が平成22年から3分の1程度の〇〇円減ってきているという多々ある経緯を農業委員会でみた場合に、遡って調査する必要があるのではないかと考えます。対応する場合は、専門家チームをおかれて解決する方向に動かれるのですか。
議 長	事務局。
事務局	受理することが決定しましたら、農業委員会から3名の委員を調査員とし、仲介役として申立者と相手方を呼んで、過去の経緯、今後の取り組みについて調査ができるかと考えています。以上です。
議 長	他にございませんか。 13 番委員。

委員	<p>13番委員です。違反転用があつて、始良市の農業委員会で和解をできるのだろうかというのが悩みです。以上です。</p>
議長	<p>事務局。</p>
事務局	<p>先ほど申し上げましたが、和解仲介が不調に終わった場合には、終わりになります。次の段階では、農地調停ということで、県に下駄を預ける方法があります。また、農地法の違反として県の方へ報告するという方法もあります。最終的には、ご本人が民事訴訟法による訴訟をおこすという方法もあります。順番としては和解仲介をして合意を目指すのがまず一点、そこがだめだった場合は、県へ調停をしていただく又は農地法違反として県へ報告するというのが次のステップになるかと思ひます。以上です。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p> <p>一つ目の案は、当委員会に仲介の申立がだされた案件ですので、受理した方がよいのではないかということです。二つ目の案は、不受理とし、都道府県知事に和解の仲介を行なうべき旨の申出をするということです。</p> <p>それではお諮りいたします。議案第9号、和解の仲介申立書の受理ついて、農地法第25条第1項に基づき、原案のとおり本市農業委員会で受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>[賛成多数]</p>
議長	<p>賛成多数により、議案第9号和解の仲介申立書の受理ついて、原案のとおり受理することに決定いたしました。</p> <p>つきましては、農地法第25条第2項農業委員会が農業委員の中から3人の仲介委員を指名し、仲介を行うこととなっております。</p> <p>仲介委員の選出について、委員の中から3名を選出していただきたいと思ひます。自薦他薦いづれでもよろしいです。</p> <p>12番委員。</p>
委員	<p>私の担当地区ですので。仲介委員になりたいと思ひます。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p> <p>6番推進委員。</p>
委員	<p>私もします。</p>
議長	<p>事務局。</p>

	事務局	農業委員3名であるため、6番推進委員には農業委員を手助けしていただき、情報収集や話し合いの立ち会い者としてご協力いただきたいと思ひます。
議 長		<p>他にござひませんか。</p> <p>いらっしやらなければ、事務局案を読み上げます。</p> <p>議案第9号和解の仲介申立てに係る調査員については、1番委員、8番委員、12番委員にお願いしたいと思ひます。事務局案でよろしいでしょうか。</p>
	委 員	「はい」
議 長		<p>それでは、仲介委員になられた委員の方々は、よろしくお願ひいたします。</p> <p>なお、結果については、後日総会において報告をお願ひします。</p>
<p>————— 議案第10号 —————</p>		
議 長		次に、日程第12、違反転用農地の事情調査に係る現地調査報告について、事務局の説明を求めます。
	事務局	<p>違反転用農地の事情調査に係る現地調査についてご報告いたします。本案件につきましては、平成29年度第4回定例総会におきまして、第10号議案で承認を得たところですが、選出された担当調査員4名と事務局で平成29年8月8日に、違反転用地のある大山地区の地元の方3名立会いのもと、現地調査を実施しました。詳細の内容につきましては、別冊の資料、違反転用農地の事情調査に係る現地調査報告書でご確認ください。</p> <p>なお、この後に、担当の調査員より、別冊の資料をもとに現地調査の結果と現在までの経過についてご報告していただきますので、内容の確認にご活用してください。以上で、事務局の違反転用農地の事情調査に係る現地調査報告を終わります。</p>
議 長		ただいまの説明に関連して、違反転用農地の事情調査に係る現地調査報告を13番委員にお願いします。
	委 員	<p>13番委員です。違反転用農地の事情調査に係る現地調査報告をいたします。</p> <p>本案件の調査を平成29年8月8日に、15番委員、3番推進委員、4番推進委員と私そして事務局と行いました。まず、違反転用に関係する土地の所在地は、始良市大山字大山〇〇 地目 田 面積 1,556㎡です。土地の区分は、農業振興地域内農用地区域です。所有者は、始良市三拾町在住の〇〇で、職業はリサイクル業です。違反転用に係る</p>

関係者の氏名、住所及び職業について、一般承継人は〇〇で、工事請負人 有限会社〇〇代表取締役〇〇。なお、有限会社〇〇は平成26年10月8日閉鎖。代表取締役〇〇氏は、平成29年4月9日に死亡しております。現在の土地使用者は、土地所有者の〇〇です。転用許可処分の内容につきましては、平成11年11月26日に山田地区農業集落排水事業の実施に伴う、資材置場を転用目的として工事請負人 有限会社〇〇建設が一時転用許可を受けており、農地復元契約書に基づき農地に復元することを条件としております。

近隣周辺への影響（被害状況）を情報提供・立会者の大山自治会会長、副会長、前自治会長3人からこれまでの経緯と状況等について伺ったところ、地元から平成20年頃から原状回復をするよう何度も要請してきた。また、始良市、始良市農業委員会事務局にも是正についてお願いしてきたが改善されず現在に至っている。周囲の道路や農地に廃品が飛散し、耕作に支障をきたすこともある。廃品の腐食等による汚水が農地や水路に流れ出ている可能性もある。業を行うためのトラックが2、3台連なって止まっていることもあり、交通に支障を来している。ガラス片等が道路に飛散し、通行する地元車両が何台もパンクしている。無料回収の看板を掲げているため、外部からごみや廃品が多数持ち込まれている。地元の意向としては、現地を何も無い状態にしてみらうことが切なる究極の願いであるとのことでした。

現地は、市道沿いに面し、肥培管理がなされず、何ら作物も耕作されていない状況でした。敷地内に木造の管理棟があり、商い中の立て札と廃品を投棄するコンテナが4個道路際に置かれ、金属類やテレビ・洗濯機・エアコン等の家電リサイクル法により適正に処分しなければならない様々な廃棄物が野積みされていた。道路に飛散物は見当たらなかったものの、廃プラスチック、木片、可燃ゴミ等が散乱し、住環境や景観的にも多大な影響を及ぼすものと見受けられた。

また、業務用として使用されていたと思われる塗料も流出防止等の策も講ずることなく放置されていた。事情を熟知している地元の方と合同で現地の視察を行ない、これまでの経緯と被害状況等について伺った結果、調査員といたしましては、当該地が農業振興地域内の農用地区域であることから、常時、廃棄物を野積みにして、近隣周辺に悪影響を及ぼしている状況は決して許されるものではありませんので、農地法違反行為者の土地所有者に対して、敷地内にある全ての廃棄物及び構造物の撤去と農地復元を強く求めることといたします。

つきましては、土地所有者と面談の上、農地復元の履行期限を概ね1か月とし、別途、書面にて確約を取ることといたします。

その他の特記事項といたしまして、平成29年8月21日（月）午前9時農業委員会事務局会議室にて土地所有者と面談をおこないました。内容は、別紙違反転用事案に係る調書をご覧ください。

続きまして、平成29年8月21日土地所有者と面談をおこないましたので、違反転用農地の事情調査に係る調書についてご報告します。

まず、本人は、当該地について原則、転用が不許可である農業振興地

<p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p>	<p>域内農用地区域で違反転用だと認識はありました。また、農地への復元について、実行する意向はあると本人の意思確認ができました。廃棄物が野積みされている状況で、廃品の処分方法については、現地で分別し、排出先に引き取りをお願いしている。塗料容器は空の状態で、自己の作業道具として使用している。プレハブは他人へ譲渡済みであり、敷地に預かっているだけであるとのことでした。隣接地や用水路等への汚水流出防止対策と廃棄物の飛散防止対策については、その都度、対応しており、万が一の場合の保障対応として、生協コープの損害保険（補償額1億円）に加入しているとのことでした。過去に、一時転用の許可を受ける以前、今からおおよそ30年位前に土を入れて盛土をしたのは本人だそうです。農地の復元後は、肥培管理をしながら、えだ豆やピーナッツ、刀豆等を耕作するか、自己保全管理をしていくか、他人に貸し出すことも選択枝として考えていると本人から伺いました。</p> <p>本人の弁明について、金銭面的に、経費が掛かる物の処分はすぐに来ないので、復元するまで時間を費やす。期限2か月以内、家屋の無い一部の農地部分については可能。3か月で全て撤去は難しいとのことでした。その他の内容の詳細については、本人の弁明欄でご確認してください。面談による結果といたしましては、別紙の誓約書を後日、農業委員会に提出すると共に次の事項の内容を本人と約束しました。</p> <p>①敷地内の物を無くす。</p> <p>②全ての廃品を撤去後については、利用目的変更により畑地として、肥培管理を行ない耕作する。</p> <p>③期限は2か月以内、家屋の無い一部の農地部分については期限内に必ず実施する。</p> <p>④市も廃品の引き取り業者等の情報提供も行なう。</p> <p>⑤履行期限を誓約日から平成29年12月31日迄4か月間とする。</p> <p>⑥農地復元の履行について期限内に履行するように努力する。</p> <p>⑦外部からの廃品の持ち込みをさせないように策を講じる。</p> <p>なお、平成29年8月25日に違反転用事案に係る調書の記載内容の確認をした上で、別紙の誓約書を本人から農業委員会会長宛提出してもらいましたので資料でご確認ください。以上で、違反転用事案現地調査報告及び違反転用事案に係る調書についての報告を終わります。</p> <p>ただ今の事務局説明及び違反転用農地の事情調査に係る現地調査報告について、発言のある方は、挙手をお願いします。</p> <p>「質問・意見なし」</p> <p>私からよろしいですか。</p> <p>調書に用排水路の使用をとめられたということがありますが、そのようなことはございません。今も機能しております。ただ、用水路が100m下にあったのを100m上流につけなおしたということがございます。</p>
----------------------------------	---

	事務局。
事務局	議長の方からお話を聞いて事情はわかりました。ただ面談時に、30年ほど前に自分で盛土をした際に、農業委員会から水路をぬられて水を引けないようにされた。その当時のペナルティーということでご本人がおっしゃられたものですから本人の弁をそのまま調書としてとっております。ご理解ください。
議長	2番委員
委員	2番委員です。仮にこの誓約書通りに履行されなかった場合に、後の処理としてどのような方法を考えていらっしゃいますか。
議長	事務局。
事務局	先月の10号議案のなかで少しご説明をしましたが、まずこの農地法違反の事案がありましたら、調査の上、速やかに県に報告をするということになっております。あくまでも、原状を把握するために今回現地調査を行ったわけでありまして。こちらのなかで、本人に弁明の機会も与えないといけないものですから、本人の弁明を聞いた上で、概ね当初は原状回復の履行期限を1か月と考えていましたが、廃品を処分するために期間を要するというものでしたので、概ね4か月ということで誓約をとりました。誓約書通りに履行されない場合は、即、県知事への報告をしたいと考えております。以上です。
議長	2番委員。
委員	ただ県知事への報告だけで、農業委員会としては終わりなのですか。
議長	事務局。
事務局	農地法第51条によれば、市農業委員会は違反知ったときには速やかに県知事に報告するとなっております。県知事は報告を受けたら、農地復元について命令をするとなっております。命令をして履行されない場合は、行政代執行をして、費用の支払いを求めるとなっております。県の方へ報告をしたら、この案件は県へ移ると考えております。以上です。
委員	わかりました。県へ報告をしたら、始良市農業委員会としては終わりということですね。
議長	他にございませんか。 調査員の皆さん、大変ご苦労さまでした。

<p>議 長</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>誓約では、履行期限が平成30年1月末となっております。農地への復元が完了するまで、農業委員会としては履行状況を注意深く見守る必要があります、必要があれば指示をしなければなりません。平成30年2月第11回総会において結果報告をお願いします。</p> <p>それでは、この案件は報告ですので これで終わります。</p> <p style="text-align: center;">————— 農地あっせんの経過報告 —————</p> <p>次に、日程第13、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。</p> <p>まず、事務局からの報告をお願いします。</p> <p>それでは、農地あっせんの経過報告をいたします。資料の1ページをご覧ください。</p> <p>1番につきましては、売渡としての申請から5年以上経過しておりましたので、先般期間満了に伴う通知を出しております。こちらにつきましては、期間満了で終了となります。</p> <p>続きまして、3ページをご覧ください。34番につきましても、貸付としての申請から3年以上経過しておりましたので、先般期間満了に伴う通知を出しております。こちらにつきましても、期間満了で終了となります。以上で報告を終わります。</p> <p>あっせん委員から、何か報告等ございませんか。</p> <p>[報告なし]</p> <p>それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。</p> <p style="text-align: center;">————— 農用地利用集積計画合意解約 —————</p> <p>次に、日程第14、農用地利用集積計画の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告をいたします。8月は、11件が提出されております。</p> <p>内容につきましては、別紙、合意解約（8月分）をのちほどご確認下さい。こちらにつきましては、議決不要案件となっておりますのでご理解よろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。</p> <p>ただ今の事務局説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。</p> <p>[質問・意見なし]</p>
--	--

議 長	<p>それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。</p> <p style="text-align: center;">————— その他 —————</p>
議 長	<p>それでは、日程第15、その他でございますが、委員の方から何かございませんか。</p>
委 員	<p>9番委員です。確認ですが、議案第3号の1について、参考資料の地図では東が田、西も田になっていますが、現地調査報告書では、東側が原野、西が山林となっています。正式な手続きをした上での、原野と山林なのか、違反転用なのかそこをお聞きしたい。</p>
議 長	<p>事務局。</p>
事務局	<p>非農地通知により原野と山林になっている農地です。</p>
議 長	<p>他にございませんか。</p>
委 員	<p>「発言なし」</p>
議 長	<p>それでは、以上で、本日の議案の審議ならびに、報告事項はすべて終了いたしました。</p>
事務局	<p>事務局から何かありますか。</p> <p>○農地パトロールご協力のお礼 ○県農業委員会大会について説明 ○視察研修について説明</p>
議 長	<p>他にございませんか。私から一点だけお願いをいたします。</p> <p>議案書及び資料については、事前に配布されますので、必ず一読いただき、総会において活発な議論がなされるようお願いいたします。</p> <p>それでは以上をもちまして、平成29年度第5回始良市農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>[閉会]</p>
事務局長	<p>姿勢を正してください。</p> <p>一同礼。</p>

議事録署名委員

署名委員 _____

署名委員 _____